

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）

事業者選定基準

防衛省

## 第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、防衛省が本事業における落札者を決定するにあたり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

## 第2 評価の対象

本事業者選定にあたっての評価の対象は、入札された本事業に関して、**別紙**の大項目に示す事項に係る提案及び入札価格とする。

## 第3 事業者選定の方法

### 1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに船舶調達、船舶維持管理、船員雇用・養成、船舶運航等に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式を採用する。

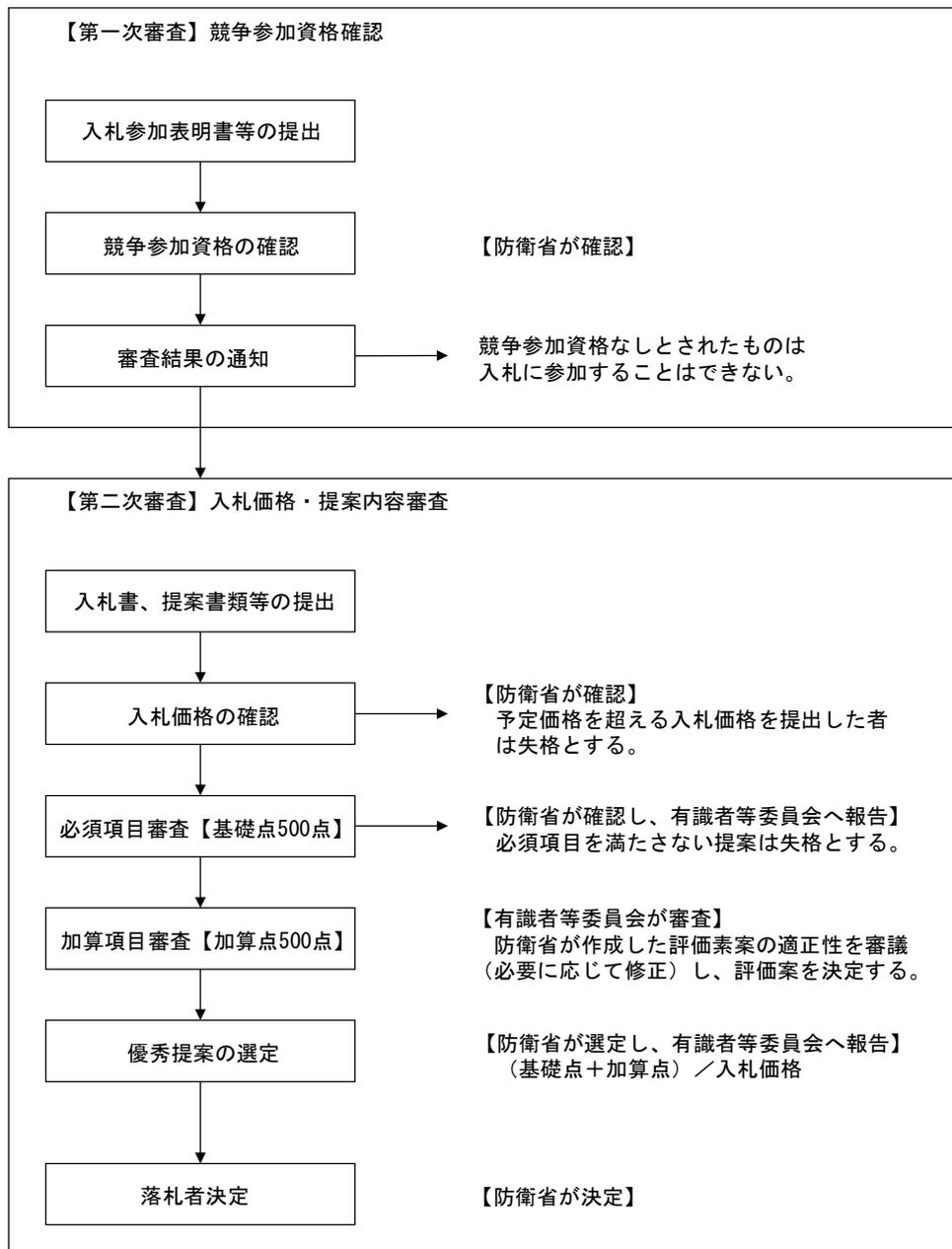
審査は、応募者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

### 2. 事業者選定の体制

防衛省は、第二次審査の実施にあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等委員会から各入札参加者の提案に対する調査審議の結果を受けて、落札者を決定する。

## 第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



## 第5 第一次審査

応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおり。

### 1. 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

### 2. 実績等審査

応募者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

## 第6 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

### 1. 第二次審査の手順及び方法

#### (1) 入札価格の確認（開札）

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とし、以降の審査は行わない。

#### (2) 事業提案の審査

入札参加者からの提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

##### ア 必須項目審査

事業提案が**資料－2 業務要求水準書**に定める要求水準（必須項目）を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者には、基礎点 500 点を付与する。

##### イ 加算項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算項目）について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 500 点満点とする。

##### (ア) 防衛省による評価素案の作成

防衛省は、**別紙**に示す審査の基準に基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行った上で、評価素案を作成し、有識者等委員会に提出する。

##### (イ) 有識者等委員会による審議及び審査結果案の作成

有識者等委員会は、(ア)による評価素案の適正性を審議し、必要に応じて修正し、審査結果案を作成して防衛省に提出する。なお、有識者等委員会は、入札価格に比して事業提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある。

##### (ウ) 防衛省による審査結果の決定・加算点付与

防衛省は、有識者等委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、アにより付与された基礎点に加算点を付加する。

#### (3) 総合評価

#### ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の入札価格及び(2)の事業提案の審査結果をもとに総合評価を行い、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

#### イ 評価内容の公表

防衛省は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

### 2. 事業提案の審査方法

#### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面又はイメージ図等(以下「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・実現性や各記載事項での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

#### (2) 必須項目審査

事業提案の内容が、要求水準を充足するか否かを審査する。

事業提案は、防衛省が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的に記載することが求められる。防衛省は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると判断できる場合に、これを充足するものとして判断する。

#### (3) 加算項目審査

加算項目審査では、事業提案が要求水準(必須項目)を充足した上で、更に**別紙**に示す加算項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算項目ごとに設定され、各加算項目に配点が付される。

なお、審査にあたっては、各項目に設定している評価の基準に基づき採点する。

### 3. 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問、指摘又は意見への回答も同様とする。

加算項目において、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算項目の評価基準に合致すると判断され加算点が付与された場合は、防衛省及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

## 第7 総合評価

### 1. 総合評価の手順

入札価格及び事業提案の審査結果に基づき、総合評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

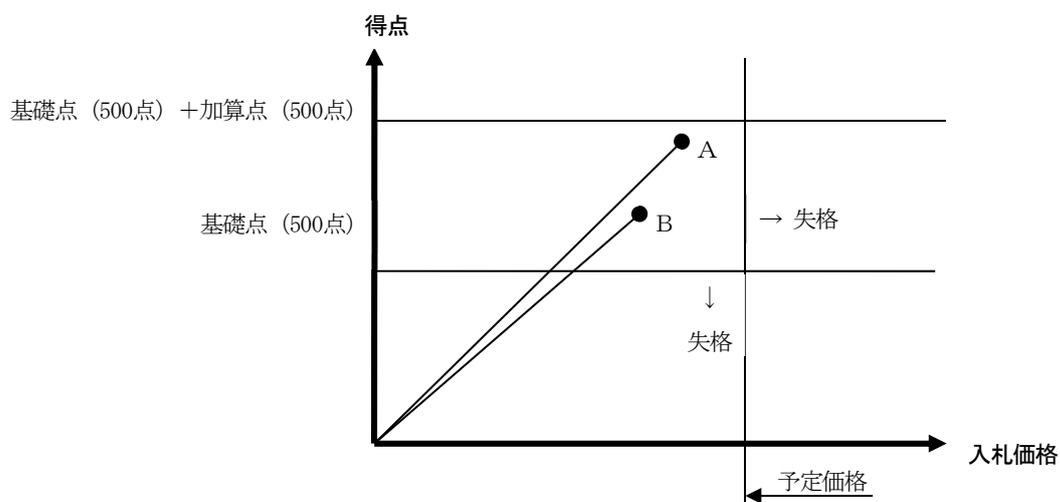
### 2. 総合評価の計算方法

提案内容の審査結果を入札価格で除算し、総合評価値を算定する。

計算方法： 総合評価値 = 事業提案審査の得点 ÷ 入札価格  
(事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点)

(基礎点 + 加算点の最高点 = 500点 + 500点)

### 3. 総合評価の模式図 (イメージ)



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

## 加算点項目審査の評価基準と配点

大項目	中項目	評価の基準	配点 (点)
A 全般管理業務	全体の業務実施体制	本事業の特性に対応した、安定的かつ確実性の高い業務実施体制	10
	SPCの経営体制・出資構成	適切なSPCの経営体制、適切な出資構成	15
	プロジェクトマネジメント	事業を安定的かつ円滑に進めるための適切な事業工程、具体的なプロジェクトマネジメントやモニタリングの方針等の計画	10
	リスク管理	SPCにリスクが極力滞留しない計画、リスクに対する明確な管理方策の計画	10
	事業収支・資金調達計画	事業の安定性を確保するための適切な事業収支・資金調達計画	15
	財務・資金管理方針	効果的な財務・資金管理方策	10
			70
B 船舶調達業務	船舶調達・改造仕様書/主要目表及び一般配置図	新造船舶を調達する場合における調達船舶の適切な仕様、中古船舶を改造等する場合における船舶確保の確実性及び適切な船舶の改造等の計画	10
	調達・改造費の見積	適切かつ経済合理性の高い調達費用や改造費用の計上	10
	工事体制・スケジュール	適切な工事体制・造船所の確保、運航開始時期と整合した確実性の高い事業計画	15
	機器・設備・装置設置計画	事業期間にわたって、安定的かつ安全に運航できる機器・設備・装備の設置計画	15
	船舶機能	多様な装備品・物資の輸送、大規模輸送に対応できる機能を確保できる計画。ホテルシップ運用への拡張性	20
			70
C 船舶維持管理業務	係留施設計画	事業期間にわたり同一の係留施設を安定的に確保できる計画、的確な維持管理体制の確保	25
	船舶維持管理計画	定期検査の方針や予防保全を含む長期維持管理計画の考え方、緊急事態や不具合発生時に迅速に対応できるドックやメンテナンスに係る体制	25
	船用品の確保・保管計画	具体的かつ適切な船用品確保・保管計画	20
			70
D 予備自衛官船員等雇用、養成業務	予備自衛官船員等の募集、雇用計画	運航に支障のない予備自衛官船員等の募集（リクルート）、雇用方針、計画の具体性	30
	予備自衛官船員等の養成計画	雇用した予備自衛官船員等の資格取得支援の具体性、養成計画、訓練等の具体性	25
	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置	予備自衛官船員への応募、登録を促進しうる処置（手当等）の具体性	25
	配乗体制	運航時及び待機時における本事業船員の業務従事内容や労務管理等の方針、緊急時においても迅速に運航開始できる体制	20
			100
E 船舶運航業務	運航準備計画	防衛省の輸送所要が発生した際の適切な準備計画	30
	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画	部隊等の積載・積み下ろしに対する円滑かつ安全な支援計画、危険物輸送に際しての計画・体制	25
	船舶引渡し（裸用船）に係る計画	防衛省の求めによる本事業船舶の迅速かつ円滑な引渡し計画	25
	輸送役務契約に係る運航計画	運航経費の見積の考え方や効率的な運航計画	20
			100
F 民間収益事業	民間収益事業の実施方針	民間収益事業への積極的な取組姿勢（スタンス）、方針の提案	20
	民間収益事業の実施計画	民間収益事業として想定される用途や頻度、体制等の具体性及び実施確度が高い提案	30
	本事業とのリスク分離	本事業（PFI旅客船事業）に影響を及ぼさないようなリスク分離、軽減方策の提案	15
	その他の推進施策	民間収益事業を積極的に推進するためのその他施策の提案	15
			80
G ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法、次世代法、青少年雇用促進法及び賃上げの実施に関する具体的な取り組みの確認（認定の取得状況等）	10
合計			500